

第 31 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 8 年 3 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場北庁舎 3 階 大会議室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 95 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 96 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
報第 34 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 大久保嘉博 事務局次長 伊藤博之 書 記 今井俊介
6、会議録署名者	10 番 加納 恒明 委員、11 番 田中 豊雄 委員
7、欠席委員	
会 長	<p>ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 31 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>会議録 署名者に、10 番 加納 恒明 委員、11 番 田中 豊雄 委員。</p> <p>それでは議題 95 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>2 ページをご覧ください。議題 95 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。</p> <p>(議案書 3 ページ朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 6 ページをご覧ください。以上です。</p>
会 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について 14 番 奥村 俊雄 委員説明願います。</p>
14 番 奥村俊雄 委員	<p>14 番 奥村です。1 号事案の説明をします。事務局から説明があったことについては、省略します。資料の 5-1 をご覧ください。申請地の場所は、井尻公民館から北東へ 120m 程のところ。転用の目的は、次の通りです。</p> <p>譲受人は、現在駐車場として利用している土地に娘の新築住宅を</p>

	<p>計画のため、駐車場の代替え地として申請地について譲渡の内諾を得たので、今回の申請をします。</p> <p>譲渡人は譲り渡しても問題なく、承諾しました。本人と母の乗用車2台・本人使用の軽トラックと軽ワゴン・来客用2台の計6台を必要とします。</p> <p>権利の存続期間は、許可有り次第永年です。</p> <p>土地造成費と建築費は、自己資金で調達します。</p> <p>申請地の北側は譲受人の田、西側は宅地への進入路、東側は隣接農地、南側は町道・水路です。東・南側隣地境界はブロック2段を設置し土砂等流出の防除をします。</p> <p>雨水は申請地内東側の既設側溝へ排水し、南側水路（井尻農事改良組合）へ接続します。</p> <p>隣地に影響が及ばないようにします。汚水は発生しません。</p> <p>万一この転用によって他に被害を及ぼしたときは、転用者の責任において解決するとのことです。</p> <p>許可申請書・代替え地の検討資料・土地の登記記録全部事項証明書・土地台帳附属地図・土地利用計画図・隣地同意書・農事改良組合同意書・誓約書・口座情報・譲り渡し人の住民票・委任状を確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については、2/18 事前説明、2/24 現地確認により行いました。</p> <p>以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、上之郷公民館から500メートル以内の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
会 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第96号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>4ページをご覧ください。議第96号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(議案書5ページ朗読)</p>

<p>会 長</p>	<p>別添資料は7ページから11ページをご覧ください。以上です。</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について、2番 田中 幹三郎 委員説明願います。</p>
<p>2番田中幹三郎委員</p>	<p>2番 田中です。1号事案について説明します。尚、事務局より朗読のありました事項については省略します。</p> <p>申請地の場所は、国道21号線大庭交差点より北東におよそ150mの地点です。</p> <p>権利を移転しようとする理由の詳細は以下の通りです。</p> <p>「譲渡人の一人は、後継者がいないので所有農地を縮小したいと考えていました。また、もう一方の譲渡人は本申請地を相続によって取得しましたが、普段農業に従事しておらず、また町外に居住しており管理することが難しいため売却したいと考えていました。</p> <p>譲受人は、申請地の近辺で耕作をしており、本申請地を譲り受けて耕作し、経営農地の拡大を図りたいと考えました。</p> <p>許可あり次第、売買契約により土地代金を支払い、所有権移転をします。また、土地代金支払いと同時に土地の引き渡しを行います。」というものです。</p> <p>売買代金は10アールあたり36万円で合計419,976円となります。</p> <p>書類については、3条許可申請書・位置図・住宅地図の写し・土地の登記簿謄本・公図・通作図・誓約書、農業経営計画書について確認しました。</p> <p>行政書士による事前説明は2月16日に私が現地にて受けました。そのうち、2月28日に中地区担当の籠橋推進委員と共に現地を確認しました。</p> <p>以上のことからわたくしは本申請内容について問題はないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて、籠橋 良平 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>籠橋 良平 推進委員</p>	<p>はい、中地区の籠橋です。28日に田中委員と現地確認へ行ってきました。現地は適正に管理をしていましたので問題ないと思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p> <p>次に報第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出につい</p>

<p>事務局</p> <p>会 長</p> <p>事務局次長</p> <p>会 長</p>	<p>て、事務局より報告願います。</p> <p>6ページをご覧ください。報第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について委員会に報告するものとする。7ページをご覧ください。</p> <p>(議案書7ページを朗読)</p> <p>以上です。</p> <p>事務局は補足説明がありますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>
---	---

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

10 番

11 番